

## KULS ニュースレター No. 42

## INDEX

- 第22回日韓土地法学会大会が開催される  
ー報告者レポート『日韓土地法学会大会に参加して』ー
- 第60回 法文学部同窓会開催
- 法曹教育向上へ連携
- 図書紹介

● 第22回日韓土地法学会大会が開催される ●

平成24年10月27日（土）、本学郡元キャンパスにおいて、第22回日韓土地法学会大会が開催されました。日韓土地法学会大会は、日本土地法学会と韓国土地法学会が共同開催する学術大会で、毎年、日本と韓国で交互に開催されています。今回の鹿児島大学大会で22回目の開催となります。今回、鹿児島大学法科大学院は、本研究科教員と韓国人研究者との国際的学術交流



開催校を代表し開会の挨拶を行う米田憲市研究科長

および本研究科院生の国際性の涵養を目的として、大会の招致・後援を行いました。

大会では、「大震災と法的支援」が共通テーマとして掲げられ、日韓双方の研究者から、日韓両国の震災時における公法的支援と私法的支援について、現状と課題が報告されました。また、全体討論では、個別報告に対する質疑応答に加え、震災時における法的支援のあり方等について活発な討論が行われました。

なお、本研究科院生数名が大会に参加し、日韓研究者による討論を熱心に聴講していました。この経験が、国際的な学術交流の意義について理解を深め、かつ自身の国際性の涵養を図る契機となれば良いのですが。

次回大会は、韓国・釜山で開催される予定です。

村山 洋介（司法政策研究科）

日韓土地法学会大会 報告者レポート  
『日韓土地法学会大会に参加して』

2012年10月27日、鹿児島大学において、第22回日韓土地法学会大会が開催されました。この学会に所属する村山洋介先生からの依頼を受け、報告をさせていただきましたので、その様子などを簡単にレポートしたいと思います。

この日のテーマは「大震災と法的支援」というもので、私は憲法研究者として、震災に対する公法的支援についての報告を、ということでしたので、

「震災と法的支援ー公法的側面から」というタイトルで報告をしました。参加者には、当然、韓国側の方もいらっしゃるわけですが、9月末に報告原稿を学会事務局に提出しており、韓国語版の翻訳も配布されていたので、報告自体は日本語で行いました。

報告の概要を以下簡単に述べます。3.11の大震災とそれに対する公法的支援に限定した上で、その中でも特に公法と言っている東日本大震災復興基本法と、それを受けて制定された復興特別区域法と復興庁設置法について、その概要を説明しました。その上で、各法についてその問題点と思われるものを指摘し、簡単な検討を加えました。その内容ですが、（1）復興基本法の成立の遅延、（2）基本法の理念、（3）復興に際しての国と地方の関係、（4）国・自治体と被災者の関係、（5）新自由主義的構造改革との関連性、（6）その他、です。

（1）についてですが、法の成立まで3ヶ月もかかっています。阪神大震災に際して制定された、復興基本方針法は震災から1ヶ月ほどで成立しているのに比べて、成立が遅かったのは明らかです。成立遅延の理由はいくつかありますが、法の成立直前に、菅直人政権



日韓土地法学会大会にて報告を行う、大野友也准教授

への不信任決議案の提出をめぐるゴタゴタなどがあったことが大きな原因の一つです。

（2）について、基本法は、復興の理念に「活力ある日本の再生」を掲げ、さらに「少子高齢化、人口の減少」「食糧問題」「地球温暖化問題」などの「人類共通の課題」への取り組みを明言しています。これらは、被災者の生活再建と直接の関連性がなく、誰のための・何のための「復興」なのか、疑問が残るところです。

（3）（4）についてですが、（2）とも関連しますが、被災者のための「復興」ではなく、結局、国がやりたいことをやるための法制度ではないか、と思われるような内容になっているのではないか、という点を指摘しました。

● 第60回 法文学部同窓会開催 ●

11月17日 第60回鹿大法文学部同窓会（法科大学院修了者も会員）がホテルパレスイン鹿児島で開催されました。

写真は、江口正純会長です。司法試験合格者増へ向けての激励の言葉もありました。



法文学部同窓会 江口正純会長



さらに（5）では、その内容が、とりわけ自民党政権のもとで推し進められてきた「新自由主義的改革」と軌を一にするものであり（復興「特区」という制度がそれを象徴するわけですが）、これも被災者のためのものではないことを示しているのではないか、という点を指摘しました。

（6）は新聞等で報じられていた問題点（復興庁の権限の弱さや復興交付金の配分額の基準の不明確さなど）を箇条書き的に指摘したもので、当日は時間の関係で報告をカットしました。

## ● 法曹教育向上へ連携 ●

11月19日付け南日本新聞22面に、11月18日に行われた、地方国立大学法科大学院7校による会合の記事が掲載されましたので、紹介します。

鹿児島大学など地方国立大にある7カ所の法科大学院の研究科長らによる会合が18日、鹿児島市内のホテルであった。小規模校同士の初の試み。地域の法曹志願者・司法試験合格者を増やす取り組みや地域貢献、教育改善などについて論議し、今後も協議を継続すると確認した。

参加したのは鹿大のほか、琉球大、熊本大、香川・愛媛大、島根大、静岡大、新潟大。会合では各校の取り組みや、政府の法曹養成制度検討会議の動向などについて情報交換した。

琉球大の渡名喜庸安・法務研究科長は「司法過疎解消など地方のロースクールに課せられた使命や期待は大きい。維持発展につながる連携を深めたい」。鹿大の米田憲市・司法政策研究科長は「地方で法曹を育てる意義を再確認した。情報を共有し教育力の向上に努めたい」と話した。

（11月19日 南日本新聞朝刊）

報告は私がトップバッターで、このあと、韓国側日本側の報告が交互になされました。報告者とタイトルだけを以下に記しておきます。金相珍（世明大助教授）「韓国の災難および安全管理基本法関連報告書」、堀田親臣（広島大学教授）「大震災と私法的支援―借家関係を中心に―」、金敏圭（東亜大教授）「自然力の介入による被害に対する韓国の私法的救済の現状」。

以上、4つの報告の後、質疑応答がなされました。私への質問が特に多く、また韓国側の参加者からの質問が非常に多かったことが印象的でした。質問の内容ですが、被災地の現状、被災者のニーズなど、現場に行ったことのない私には答えにくいような現状に関する質問や、新自由主義的改革と軌を一にするような「復興」支援に対する批判はないのかといった報告の不備に対する質問などが出ました。また、私以外への質問も数多くなされ、予定の時間を1時間近く超える積極的な討論がなされました。

参加しての感想ですが、学際的な（ここでは公法と私法）の研究協力が必要だということを実際に肌で感じた、ということが挙げられます。堀田教授の報告でも、被災者の救済という面が不十分であることが明らかにされましたが、借家法関係の問題は、憲法を専門とする私が知らない問題ばかりであり、とても勉強になりました。こうした「復興」に関する諸問題は、やはり学際的に取り組む必要があると思われます。

また今回は韓国側からの参加・報告もあった国際的な学会だったわけですが、韓国の実情やそこから浮かび上がる日本の課題などもあり、学際的な研究のみならず、国際的な研究協力も必

## ● 図書紹介 ●

みなさんの学習の手助けとなるおすすめの本を不定期でご紹介させていただきます。

今回は、刑事訴訟実務の基礎・刑事模擬裁判をご担当頂いている、神田浩行先生（福岡高等検察庁宮崎支部・検事）ご推薦の図書です。

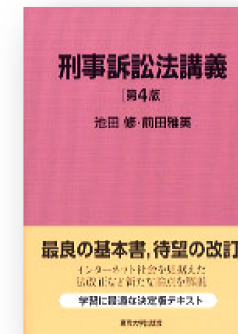
これらの図書は、総研棟7階司法政策研究センターにて貸出中です。是非、手にとってご覧下さい！

### ● 刑事訴訟法講義 【第4版】 池田修・前田雅英（東京大学出版）

通読用の基本書

難易度 ☆

【刑事訴訟法B】でも参考図書にあがっている基本書。通読して知識の土台を作り上げるために役立ててください。実務家と学者の共著、ということで、実務・判例にも対応しています。



### ● 刑事訴訟法講義案（四訂版） 裁判所職員総合研修所 監修（司法協会）

伝聞はこれでバッチリ？！

難易度 ☆

ご存じ、裁判所職員研修用教材の刑事訴訟法版。特に、公判部分は充実しているそうです。神田先生曰く、伝聞について一番わかりやすく書いている本とのこと。色々読んで、考えて、混乱した時にこそ活躍するかも？！



## 本を借りたいときには？

- ・貸出方法:貸出簿に必要事項を記入（貸出、返却の際は久木野まで）
- ・貸出場所:総研棟7階センター
- ・貸出期間:1週間
- ・貸出時間:平日10:00～17:00

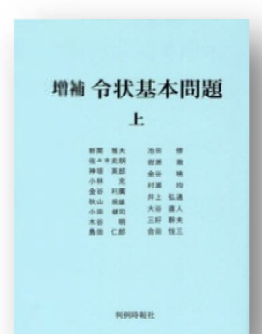
※こちらで示している難易度とは、4冊の中で相対評価です。

### ● 増補 令状基本問題（上）（下） 新関雅夫 池田修 他（判例時報社）

任官希望者必読！

難易度 ☆☆☆

新人裁判官の中にはこれをぼろぼろになるほど読み込んでいる人もいるという、必読の書。実務上の様々な問題点について、経験豊富な裁判官が判例を踏まえて解説しています。検察官もこれを勉強した上で令状請求を行うそうです。

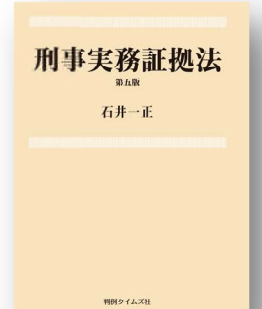


### ● 刑事実務証拠法 【第五版】 石井一正（判例タイムズ社）

この説明が欲しかった！

難易度 ☆☆☆

元裁判官である石井一正先生の著書。実務家向けに書かれているので難易度は高め。「もっと詳しく説明して欲しいのに!」と思ったときにこそ、手にとってみて下さい。参考書として傍らに置いておくと頼もしい本です。



要であると感じました。加えて、韓国側の参加者が非常に積極的に質問をする姿勢にも感銘を受けました。学会・研究会において、報告に対しすぐに質問が出ないということは、日本ではよくありますが、韓国側の参加者の姿勢は、そういったものではなく、疑問に思ったこと、知りたいことは積極的に聞く、というものだったように思いま

す。学問を志す人間として、こうした姿勢は見習うべきだとも感じました。

自身が報告したという経験も含め、実り多い学会でした。この場を借りて、関係者の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

大野 友也

（憲法：法文学部法政策学科）

（制作：鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター  
編集：同センターコンポーザー 久木野大輔）